龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和６年３月６日

龍ケ崎地方衛生組合
管理者　筧　　信太郎

龍ケ崎地方衛生組合規則第１号

龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例（平成１０年龍ケ崎地方衛生組合条例第３号。以下「条例」という。）第１２条の規定により条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設長）

第２条　条例第３条に規定する施設長は、龍ケ崎地方衛生組合行政組織規則（平成１７年龍ケ崎地方衛生組合規則第１号）第２条に規定する施設管理課の長をもって充て、龍の郷・クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）の運転管理を指揮する。

（計量）

第３条　条例第７条の規定によりクリーンセンターを利用する者がクリーンセンターにし尿又は浄化槽汚泥を搬入したときは、管理者は、計量装置により当該し尿又は浄化槽汚泥の量を計量し、次に掲げる事項を記載した計量票を交付するものとする。

⑴　計量した日時

⑵　し尿又は浄化槽汚泥を搬入した者の商号又は名称

⑶　し尿又は浄化槽汚泥の搬入に使用した車両の車両番号

⑷　し尿又は浄化槽汚泥の別

⑸　し尿又は浄化槽汚泥を収集した市町村

⑹　計量の結果

⑺　その他管理者が必要と認める事項

（搬入証明書）

第４条　条例第７条の規定によりクリーンセンターを利用した者は、搬

入証明書交付依頼書（様式第１号）を提出することにより、管理者に対して、クリーンセンターにし尿又は浄化槽汚泥を搬入したことを証明する書面の交付を求めることができる。

２　管理者は、前項の求めがあったときは、搬入の実績を確認した上で速やかに搬入証明書（様式第２号）を交付するものとする。

（クリーンセンターの利用の中止）

第５条　管理者は、条例第８条の規定によりクリーンセンターの利用を中止しようとするときは、当該クリーンセンターの利用を中止しようとする者に同条を適用する旨及び次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

⑴　クリーンセンターの利用を中止する理由

⑵　クリーンセンターの利用を中止する期間

⑶　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条の規定による教示

⑷　その他管理者が必要と認める事項

２　管理者は、前項の規定によりクリーンセンターの利用の中止を通知したときは、当該通知の写しを龍ケ崎地方衛生組合を組織する市町村に送付するものとする。

（クリーンセンターの利用の再開）

第６条　管理者は、条例第８条の規定によりクリーンセンターの利用を中止した場合において、当該クリーンセンターの利用を中止した理由が存在しなくなったときは、遅滞なくその旨を当該クリーンセンターの利用を中止した者に書面で通知し、クリーンセンターの利用を再開するものとする。

２　前条第２項の規定は、前項の通知において準用する。

（維持管理の状況の公表）

第７条　条例第１２条の規定によるクリーンセンターの維持管理の状況の公表は、次の各号に掲げる事項について、それぞれの集計、測定、分析又は試験の結果の得られた日以後遅滞なく行うものとする。

⑴　し尿及び浄化槽汚泥の各月ごとの搬入量

⑵　し尿及び浄化槽汚泥の市町村ごとの年間搬入量

⑶　下水道放流水の水質分析結果

⑷　脱水汚泥の溶出試験の結果及び含有試験の結果
⑸　し渣焼却炉の排ガスの分析結果
⑹　し渣焼却灰の溶出試験の結果
⑺　脱臭装置の出口における臭気濃度の測定結果

２　前項の規定による公表は、インターネットその他の情報通信技術を利用する方法により行うものとする。

３　前２項の規定による公表の期間は、当該公表の日の属する月の末日から起算して３年を経過する日までの間とする。ただし、当該公表の期間の経過後も公表を継続することを妨げない。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

付　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条第１項関係）

年　　月　　日

龍ケ崎地方衛生組合管理者　様

商号又は名称
住所又は所在地
電話番号

搬入証明書交付依頼書

下記のとおり龍の郷・クリーンセンターに搬入しましたので、龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例施行規則第４条第１項の規定により証明書の交付を依頼します。

記

１　車両番号

２　搬入日時

３　種別

４　収集地
⑴　住所
⑵　設置者

５　搬入量

様式第２号（第４条第２項関係）

第　　号
年　　月　　日

搬入証明書交付依頼者　様

龍ケ崎地方衛生組合
管理者

搬入証明書

龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例施行規則第４条第２項の規定により、下記のとおり龍の郷・クリーンセンターに搬入されたことを証明します。

記

１　車両番号

２　搬入日時

３　種別

４　収集地
⑴　住所
⑵　設置者

５　搬入量